

国自技環第81号の3
令和6年10月1日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

別添

国自技環第81号
令和6年10月1日

各地方運輸局長 殿

物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成29年7月3日付け自技第49号）別添「基準緩和自動車の行政処分等要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

● 「基準緩和自動車の行政処分要領について」（平成29年7月3日付自技第49号）の一部改正について 別紙新旧対照表

制 定 平成29年7月3日付 自 技 第 49 号
最 終 改 正 令 和 6 年 10 月 1 日 付 自 技 環 第 81 号

改 正 後		改 正 前	
第 1 (略)		第 1 (略)	
第 2 用語	この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の <u>認定要領</u> （以下「認定要領」という。）第2に定めるところによるほか、次によるものとする。	第 2 (略) この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の <u>認定要領</u> 第2に定めるところによるほか、次によるものとする。	第 2 (略) この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の <u>認定要領</u> 第2に定めるところによるほか、次によるものとする。
第 3 (略)		第 3 (略)	
第 4 違反点数の取扱い		第 4 違反点数の取扱い	
1 (略)	1 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付すものとする。	1 (略) 2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。	1 (略) 2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。
2 (略)	2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付すものとする。	2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。	2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。
3 (略)	3 基準緩和自動車の使用者は、使用的本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累積違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。 <u>ただし、違反点数のうち、別表第1第5項による違反が複数台あつた場合の累積違反点数は1台分のみとする。</u>	3 (略) 4 基準緩和自動車の使用者は、使用的本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累積違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。 <u>ただし、違反点数のうち、別表第1第5項による違反が複数台あつた場合の累積違反点数は1台分のみとする。</u>	3 (略) 4 基準緩和自動車の使用者は、使用的本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累積違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。 <u>ただし、違反点数のうち、別表第1第5項による違反が複数台あつた場合の累積違反点数は1台分のみとする。</u>
4 (略)			

- (1)～(3) (略)
- (4) 累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合 (認定要領に定める基準緩和認定変更届出として扱うことができるもの) であって、保安基準第55条第7項に規定する認定をしないためがあると認められるところは、次のとおりとする。
- ①～② (略)
 (5) (略)

第5 (略)

第6 基準緩和の認定の取消処分

- 1 (略)
- 2 第4第3項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。
ただし、認定要領第10で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第5第2項により指導するものとする。
- 3 (略)
- 4 基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が認定要領第2第3項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあつては文書警告を行う。

第7 (略)

別表1 (違反行為及び違反事項別の基礎点数)

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 認定要領第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和認定の申請を行わなかった。	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (新設)	(略)
	6. 2から5以外の基準緩和自動車の条件及び制限事項違反(※3)	5	(略)
		2. 及び3以外の基準緩和自動車の条件及び制限事項違反(※3)	(略)

- (1)～(3) (略)
- (4) 累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合 (基準緩和認定変更申請として扱うことができるものの) であって、保安基準第55条第7項に規定する認定をしないためがあると認められるところは、次のとおりとする。
- ①～② (略)
 (5) (略)

第5 (略)

第6 基準緩和の認定の取消処分

- 1 (略)
- 2 第4第3項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。
ただし、認定要領第10で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第5により指導するものとする。
- 3 (略)
- 4 基準緩和の認定の取消処分を行ふ前に当該基準緩和自動車が認定要領第2第3項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあつては文書警告を行う。

第7 (略)

別表1 (違反行為及び違反事項別の基礎点数)

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 認定要領第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和認定の申請を行わなかった。	1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (新設)	(略)
	6. 2から5以外の基準緩和自動車の条件及び制限事項違反(※3)	5	(略)

-改善警告後の改善未実施 -違反による保安基準緩和認定申請 により認定を受けた場合	<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)
(※ 1) (略)	(※ 1) (略)	(※ 1) (略)
(※ 2) (略)	(※ 2) (略)	(※ 2) (略)
(※ 3) (略)	(※ 3) (略)	(※ 3) (略)

別表第2～5 (略)

様式第1 (基準緩和の認定の取消通知書の例)

〇〇第〇〇〇号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿
事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第5・5条第6項3号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。
なお、おって〇〇運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第5・2条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。
また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても違法なく抹消されたい。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号: 〇〇〇〇〇
 - 車名・型式: 〇〇・〇〇
 - 車台番号: 〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号: 平成〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号
 - 使用の本拠の位置: 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
- 違反事項
- 取り消し日 (和暦)〇年〇月〇日
- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領(平成9年9月19日国自技第193号)に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所(事業場)において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4は、累積違反点数が55点以上の場合に付記する。)
- 累積違反点数 〇〇〇点

(和暦)〇年〇月〇日

-文書警告後の改善未実施 -違反による保安基準緩和認定申請 により認定を受けた場合	<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
(※ 1) (略)	(※ 1) (略)	(※ 1) (略)
(※ 2) (略)	(※ 2) (略)	(※ 2) (略)
(※ 3) (略)	(※ 3) (略)	(※ 3) (略)

〇〇第〇〇〇号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿
事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第5・5条第6項3号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。
なお、おって〇〇運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第5・2条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。
また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても違法なく抹消されたい。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号: 〇〇〇〇〇
 - 車名・型式: 〇〇・〇〇
 - 車台番号: 〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号: 平成〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号
 - 使用の本拠の位置: 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
- 違反事項
- 取り消し日 (和暦)〇年〇月〇日
- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領(平成9年9月19日国自技第193号)に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所(事業場)において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4は、累積違反点数が55点以上の場合に付記する。)
- 累積違反点数 〇〇〇点

(和暦)〇年〇月〇日

〇〇第〇〇〇号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿
事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第5・5条第6項3号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。
なお、おって〇〇運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第5・2条の規定に基づき、当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。
また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても違法なく抹消されたい。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号: 〇〇〇〇〇
 - 車名・型式: 〇〇・〇〇
 - 車台番号: 〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号: 平成〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号
 - 使用の本拠の位置: 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
- 違反事項
- 取り消し日 (和暦)〇年〇月〇日
- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領(平成9年9月19日国自技第193号)に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所(事業場)において上記3の取り消し日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4は、累積違反点数が55点以上の場合に付記する。)
- 累積違反点数 〇〇〇点

(和暦)〇年〇月〇日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があつた日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを求める訴訟を提起することができます。この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを知った日の翌日から1年以内に國を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

様式2 (勧告書の例)

○○第○○○号
(和暦)○年○月○日

事業者名
代表取締役 □□ □□ 殿

○○運輸局長（支局長）○○ ○○

勧告書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を(和暦)○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第5・5条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：○○○○
 - 車名・型式：○○・○○
 - 車台番号：○○○○
 - 認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○○号
- 違反事項
別紙となり（別紙（例）参照）
- 累積違反点数 ○○○点
- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があつた日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを求める訴訟を提起することができます。この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを知った日の翌日から6ヶ月となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(日本産業規格A列4番)

様式2 (勧告書の例)

○○第○○○号
平成○年○月○日

事業者名
代表取締役 □□ □□ 殿

○○運輸局長（支局長）○○ ○○

勧告書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。

このような行為は、道路運送車両の保安基準第5・5条第6項3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：○○○○
 - 車名・型式：○○・○○
 - 車台番号：○○○○
 - 認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○○号
- 違反事項
別紙となり（別紙（例）参照）
- 累積違反点数 ○○○点
- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所（事業場）において本勧告日から起算して24ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。)

（日本産業規格A列4番）

様式3-1（初回又は2回目の警告書の例）

事 業 者 名 代表取締役	□□ □□ 殿
○○運輸局長（支局長）	○○ ○○
○○第〇〇〇号 <u>（和脣）</u> 〇年〇月〇日	

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和脣）〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第5.5条第6.7条第3号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行いうよう厳重に警告する。
また、この警告書に記載の具体的措置については、書面により（和脣）〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：〇〇〇〇〇
 - 車名・型式：〇〇・〇〇
 - 車台番号：〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号：（和脣）〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号

2. 違反事項 別紙のとおり（別紙（例）参照）

3. 累積違反点数 〇〇〇点

- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して2.4ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。)

様式3-1（初回又は2回目の警告書の例）

事 業 者 名 代表取締役	□□ □□ 殿
○○運輸局長（支局長）	○○ ○○
○○第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日	

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第5.5条第6.7条第3号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行いうよう厳重に警告する。
また、この警告書に記載の具体的措置については、書面により平成〇年〇月〇日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：〇〇〇〇〇
 - 車名・型式：〇〇・〇〇
 - 車台番号：〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号：平成〇年〇月〇日・〇第〇〇〇号
- 違反事項 別紙のとおり（別紙（例）参照）
- 累積違反点数 〇〇〇点

- 基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成9年9月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、1. (1)が所属する営業所（事業場）において上記3の取り消し日から起算して2.4ヶ月間はこれを行うことができない。
(※4. は、累積違反点数が5.5点以上の場合に付記する。)

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があつた日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを知った日の翌日から6ヶ月以内又は処分の日から1年以内に国を被告（訴訟において國を代理する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過したとき、または処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格A列4番）

様式3-2（基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例）

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日
（和暦）

事 業 者 名 □□ □□ 殿
代表取締役

〇〇運輸局長〇〇 〇〇

警 告 書

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を**（和暦）**〇〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。このようない行為は、道路運送車両の保安基準第5・5・3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行いうよう厳重に警告する。なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」**（和暦）**〇〇年〇月〇日付け自球第〇〇号）第6第1項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：〇〇〇〇〇
 - 車名・型式：〇〇・〇〇
 - 車台番号：〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号：**（和暦）**〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号
- 違反事項
別紙のとおり（別紙（例）参照）

3. 罰積違反点数 〇〇〇点

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又は、処分があつた日の翌日から起算して1年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があつたことを知った日の翌日から6ヶ月以内又は処分の日から1年以内に国を被告（訴訟において國を代理する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日から6ヶ月を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格A列4番）

様式3-2（基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例）

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇運輸局長〇〇 〇〇

警 告 書

貴〇が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成〇〇年〇月〇日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。このようない行為は、道路運送車両の保安基準第5・5・3号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行いうよう厳重に警告する。なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」**（和暦）**〇〇年〇月〇日付け自球第〇〇号）第6第1項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。

記

- 保安基準緩和認定自動車
 - 自動車登録番号：〇〇〇〇〇
 - 車名・型式：〇〇・〇〇
 - 車台番号：〇〇〇〇〇
 - 認定日・番号：平成〇〇年〇月〇日・〇第〇〇〇〇号
- 違反事項
別紙のとおり（別紙（例）参照）

3. 罰積違反点数 〇〇〇点

(日本産業規格A列4番)

(日本産業規格A列4番)

別紙(例)

別紙（例）

に基づく「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく違反点数の算出

○年○月○日に行つた調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号○○○○」に係る違反		番号	違反実態	違反点数	適用
1	(略)			(略)	(略)
2	(略)			(略)	(略)

※違反事實については、該当する事実すべてを記載すること

合計違反點數	行政処分等
(略)	(略)

(日本産業規格 A 列 1 采)

(例 2) ※複数台の違反が確認された場合

別紙(例)

① 自動車登録番号：○○○○○
 　(1) 車名・型式：○○・○○
 　(2) 車台番号：○○○○○
 　(3) 認定日・番号：(和暦) ○○

② 自動車登録番号：○○○○○
 　(1) 車名・型式：○○・○○
 　(2) 車台番号：○○○○○
 　(3) 認定日・番号：(和暦) ○○

(日本産業規格A列4番)

104

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく違反点数の算出

（口才训练与实践）

卷八

別紙(例)

① 自動車登録番号：○○○○○
 　(1) 車名・型式：○○・○○
 　(2) 車台番号：○○○○○
 　(3) 認定日・番号：(和暦) ○○

② 自動車登録番号：○○○○○
 　(1) 車名・型式：○○・○○
 　(2) 車台番号：○○○○○
 　(3) 認定日・番号：(和暦) ○○

(3)車台番号:○○○○○
(4)認定日・番号: (和晋) ○年○月○日 ○○第○○○号

③(1)自動車登録番号:○○○○
(2)車名・型式:○○・○○
(3)車台番号:○○○○
(4)認定日・番号: (和晋) ○年○月○日 ○○第○○○号

(日本産業規格A列4番)

様式第4 (聴聞通知の例)

○○第○○○号 <u>(和晋)</u> ○年○月○日	○○運輸局長○○ ○○
事業者名 代表取締役 □□ 殿	○○運輸局長○○ ○○
行政手続法の規定に基づく聴聞の実施について（通知）	
<p>貴○が使用する道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた自動車（自動車登録番号○○○○）について、当該認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められました。</p> <p>よって、道路運送車両の保安基準第55条第6項の規定に基づく不利益処分をおこなうに当たり下記により聴聞を行いますので、当日、指定の時間までに来局するよう行政手続法第15条の規定に基づき通知します。</p> <p>なお、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、聴聞を行わずに処分することができるとなっていますのでご承知ください。</p>	
記	
<p>1. 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項 自動車登録番号○○○○に係る保安基準緩和認定の取消し (道路運送車両の保安基準第55条第6項)</p> <p>2. 不利益処分の原因となる事実 保安基準緩和の認定の際に付した次の制限に違反する事実があつた。 ・積載物品は最大物品等で分割不可能な単体物品であること。</p> <p>3. 聽聞の期日 平成○○年○月○日 ○○時○○分から <u>(和晋)</u> ○年○月○日 ○○時○○分から</p> <p>4. 聆聞の場所 ○○県○○市○○○ ○○第○合同庁舎 ○○運輸局 聆聞室</p> <p>5. 聆聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ○○運輸局自動車技術安全部技術課（電話○○○○○） ○○市○○○ ○○第○合同庁舎</p>	

様式第4 (聴聞通知の例)

○○第○○○号 <u>平成○○年○月○日</u>	○○運輸局長○○ ○○
事業者名 代表取締役 □□ 殿	○○運輸局長○○ ○○
行政手続法の規定に基づく聴聞の実施について（通知）	
<p>貴○が使用する道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた自動車（自動車登録番号○○○○○）について、当該認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められました。</p> <p>よって、道路運送車両の保安基準第55条第6項の規定に基づく不利益処分をおこなうに当たり下記により聴聞を行いますので、当日、指定の時間までに来局するよう行政手続法第15条の規定に基づき通知します。</p> <p>なお、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、聴聞を行わずに処分することができることとなっていますのでご承知ください。</p>	
記	
<p>1. 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項 自動車登録番号○○○○に係る保安基準緩和認定の取消し (道路運送車両の保安基準第55条第6項)</p> <p>2. 不利益処分の原因となる事実 保安基準緩和の認定の際に付した次の制限に違反する事実があつた。 ・積載物品は最大物品等で分割不可能な単体物品であること。</p> <p>3. 聆聞の期日 平成○○年○月○日 ○○時○○分から <u>(和晋)</u> ○年○月○日 ○○時○○分から</p> <p>4. 聆聞の場所 ○○県○○市○○○ ○○第○合同庁舎 ○○運輸局 聆聞室</p> <p>5. 聆聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ○○運輸局自動車技術安全部技術課（電話○○○○○） ○○市○○○ ○○第○合同庁舎</p>	

6. 聽聞の主催者の氏名及び職名
○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長

7. その他
○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長

(1) 貴〇は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類と以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聽聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。

(2) 貴〇は、行政手続法の規定により、聽聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることがあります。

(3) 貴〇に代わって代理人を出頭させるとときは、あなたの代理人であることを証する書面(委任状)を持参させて下さい。

(4) 聽聞の期日に出頭することを希望するときは、聽聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴〇との関係及び補佐する事項を記載した書面を聽聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。

(5) 聽聞の期日に上記(4)以外に出頭させたい者があるときは、聽聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聽聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。

(6) 貴〇は、病気その他やむを得ない理由により聽聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。

(7) 聽聞に出席される方は、身分を証するもの(身分証明書又は運転免許証等)及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。

(日本産業規格 A列 4番)

6. 聽聞の主催者の氏名及び職名
○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長

7. その他
○○○○ ○○運輸局自動車技術安全部技術課長

(1) 貴〇は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠書類(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聽聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。

(2) 貴〇は、行政手続法の規定により、聽聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることがあります。

(3) 貴〇に代わって代理人を出頭させるとときは、あなたの代理人であることを証する書面(委任状)を持参させて下さい。

(4) 聽聞の期日に出頭することを希望するときは、聽聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴〇との関係及び補佐する事項を記載した書面を聽聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。

(5) 聽聞の期日に上記(4)以外に出頭させたい者があるときは、聽聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聽聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。

(6) 貴〇は、病気その他やむを得ない理由により聽聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。

(7) 聽聞に出席される方は、身分を証するもの(身分証明書又は運転免許証等)及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。

(日本産業規格 A列 4番)

附則(令和6年10月1日国自技環第81号)

(適用時期)

1 この要領は、令和6年10月1日以後に実施する緩和監査から適用する。

(新設)

